#### 〇廿日市市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、廿日市市への移住・定住の促進及び廿日市市の中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から廿日市市に移住した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、当該移住支援金の交付に関しては、広島県移住・マッチング支援事業補助金交付要綱(令和3年6月1日制定)、広島県移住・マッチング支援事業実施要領(令和3年6月1日制定。以下「県要領」という。)、廿日市市補助金等交付規則(平成5年規則第10号)その他の法令等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当 該各号に定めるところによる。
  - (1) 移住 生活の拠点を廿日市市内に移し、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号)に基づき廿日市市の住民基本台 帳に記録されることをいう。
  - (2) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
  - (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
  - (4) マッチングサイト 県要領第5・2 (1) に規定する求人

マッチングサイトをいう。

- (5) 中小企業等 広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人情報を掲載している法人(個人事業主を除く。)をいう。
- (6) 18歳未満の世帯員 申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満(ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は18歳未満とする。)であって、申請者の配偶者以外の世帯員をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の交付対象となる者(以下「対象者」という。) は、申請時において別表第1に掲げる要件を満たす者のうち、 別表第2から別表第5までのいずれかに掲げる要件を満たす ものとする。

(移住支援金の額)

- 第4条 移住支援金の額は、60万円とする。ただし、別表第6 に掲げる要件を満たす場合は、100万円とする。
- 2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18歳未満の 世帯員一人につき100万円を加算する。
- 3 移住支援金は、世帯を単位とし、一つの世帯に対して重ねて 交付しない。

(交付申請)

- 第5条 対象者であって、移住支援金の交付を受けようとする者 (以下「交付申請者」という。)は、移住後1年以内に廿日市 市移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号。以下「交 付申請書」という。)に、別表第7に掲げる書類を添えて市長 に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請書の提出期間は、毎年度4月1日(廿日市市の休日を定める条例(平成元年12月22日条例第27号)第 1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たると

きは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)から12月28日(休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日)までとする。

3 第1項の交付申請書その他の書類の提出に当たっては、交付申請者本人が行うことを原則とし、交付申請者と世帯を同一にする者が行う場合は、委任状を提出しなければならない。以下に規定する書類の提出においても同様とする。

(交付申請の取下げ)

- 第6条 交付申請者が、交付申請書の提出後に交付申請を取り下 げるときは、廿日市市移住支援金交付申請取下書(様式第2号。 以下「取下書」という。)を市長に提出しなければならない。 (交付決定)
- 第7条 市長は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、要件に適合していると認めるときは、移住支援金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その決定の内容及びこれに付した条件を廿日市市移住支援金交付決定兼額確定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、交付申請者に通知する。
- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、移住支援金を交付しないことを決定したときは、その旨を廿日市市移住支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、交付申請者に通知する。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 交付決定通知書を受けた者が、紛失等の理由により交付 決定通知書の再交付を必要とする場合には、廿日市市移住支援 金交付決定兼確定通知書再交付申請書(様式第5号。以下「再 交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、再交付申請書を受理したときは、その内容を審

査し、適当と認めたときは、速やかに廿日市市移住支援金交付 決定兼額確定通知書【再交付】(様式第6号)を申請者に交付 する。

(移住支援金の交付)

- 第10条 交付決定通知書により通知を受けた者は、速やかに 世日市市移住支援金請求書(様式第7号。以下「請求書」とい う。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当 と認めたときは、移住支援金の全額を交付申請から原則3か月 以内に一括で交付する。

(報告及び立入調査)

- 第11条 広島県知事及び市長は、必要があると認めるときは、 移住支援金の交付を受けた者(以下「受給者」という。)に対 し報告及び立入調査を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告及び立入調査を求められた者は、これに協力しなければならない。

(届出の義務)

- 第12条 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して5年を経過するまで1年を経過するごとに、経過した各時点から1か月以内に、交付申請書の記載内容に係る変更の有無を廿日市市移住支援金住居・勤務地等変更届出書(様式第8号。以下「変更届出書」という。)により市長に届け出なければならない。
- 2 受給者は、交付申請書の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく変更届出書により市長に届け出なければならない。
- 3 受給者は、移住支援金の交付申請をした日から起算して5年 以内に廿日市市での居住が困難となった場合又は1年以内に 移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった

場合においては、速やかに廿日市市移住支援金自主返還申出書 (様式第9号。以下「自主返還申出書」という。)を提出するも のとする。

4 市長は、自主返還申出書を受理したときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、返還方法等を当該受給者に通知する ものとする。

(交付決定の取消し)

- 第13条 市長は、受給者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付の決定の全部を取り消す ことができる。
- (1) 虚偽の申請その他不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになった場合
- (2) 移住支援金の交付申請日から3年未満で廿日市市から転出した場合
- (3) 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 広島県の実施する「東京圏からの移住による地域課題解決型 起業支援事業」(以下「起業支援事業」という。) に係る起業支 援金の交付決定を取り消された場合
- 2 市長は、受給者が移住支援金の交付申請日から3年以上5年以内に廿日市市から転出した場合、交付決定の一部を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を当該受給者に通知するものとする。 (移住支援金の返還)
- 第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合に おいて、既に移住支援金を受給者に交付しているときは、期限を 定めて、同条第1項に該当する場合にあっては交付した移住支援 金の全額、同条第2項に該当する場合にあっては交付した移住支

援金の半額の返還を命ずるものとする。

(移住支援金の返還免除)

- 第15条 受給者は、第13条第1項又は第2項に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用法人の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、廿日市市移住支援金返還免除申請書(様式第10号)及び返還免除理由を証する書類(以下「返還免除申請書等」という。)により返還の免除を申請できるものとする。
- 2 前項の規定により返還免除を希望する受給者は、第12条第2項に規定する届出と合わせて、返還免除申請書等を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、第1項に規定するやむを得ない事情によるものであると認められる場合、広島県知事の同意を得た上で、返還を免除できるものとする。
- 4 市長は、広島県知事からの同意を得た後、返還免除の可否に係る決定内容について、当該申請者に通知するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3号、別表第1、別表第2及び別表第3の 規定は、令和7年4月1日以降に移住した者から適用し、令和 7年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例に よる。
- 3 改正後の別表第4の規定は、令和7年4月1日以降に移住し

た者から適用する。

別表第1 (第3条関係)

区分	要件
移住元に関す	次に掲げる要件の全てに該当すること。
る要件	(1)移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東
	京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以
	外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者と
	しての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者と
	しての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
	(2)移住する直前に、連続して1年以上、東京23区
	内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域
	に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(た
	だし、東京23区内への通勤の期間については、本市
	に住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とす
	ることができる。)
移住先に関す	次に掲げる要件の全てに該当すること。
る要件	(1) 令和6年4月1日以降に本市に移住したこと。
	(2) 移住支援金の交付申請時において、移住後1年以
	内であること。
	(3) 移住支援金の交付申請日から5年以上、本市に継
	続して居住する意思を有していること。
その他の要件	次に掲げる要件の全てに該当すること。
	(1)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係
	を有する者でないこと。
	(2) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理
	及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者
	等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との
	平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国
	管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれ
	かの在留資格を有すること。
	(3)申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請
	者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者
	を含む世帯員として移住支援金を受給していないこ
	と。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の

申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、広島県又は本市が認める場合を除く。

(4) その他広島県知事又は市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

別表第2 (第3条関係)

区分	要件
就業に関する	次に掲げる(1)又は(2)に該当すること。
要件	(1)一般の場合
	ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件
	不利地域に所在すること。
	イ 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッ
	チングサイトに掲載している求人であること。
	ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県要領
	第5・2(1)に示す対象法人に就業していること。
	エ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記
	イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以
	降であること。
	オ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から5年
	以上、継続して勤務する意思を有していること。
	カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更では
	なく、新規の雇用であること。
	(2)専門人材の場合
	ア 勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件
	不利地域に所在すること。
	イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し
	ていること。
	ウ 当該法人等に、移住支援金の交付申請日から5年
	以上、継続して勤務する意思を有していること。
	エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更では
	なく、新規の雇用であること。
	オー目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクト
	への参加等、離職することが前提でないこと。

別表第3 (第3条関係)

区分	要件
テレワークに	次に掲げる要件の全てに該当すること。
関する要件	(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思に
	より移住した場合であって、廿日市市内を生活の本拠
	とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
	(2)本市でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に
	通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワー
	クを実施すること。
	(3)内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都
	市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テ
	レワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中
	で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

# 別表第4 (第3条関係)

区分	要件
関係人口に関	(1)のいずれかに該当し、かつ(2)のいずれかに該当
する要件	すること。
	(1)支給対象者の要件
	ア 廿日市市に居住経験がある者
	イ 3親等以内の親族が廿日市市内に居住している者
	ウ 廿日市市の地域づくり団体が関わる地域づくり活
	動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参
	加している者
	エ 廿日市市にふるさと納税を行ったことがある者
	(2) 地域の担い手確保の要件
	ア 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
	に基づく新規の就農者又は認定農業者
	イ 廿日市市内の林業事業体に就職した者
	ウ 廿日市市の漁業及び水産加工業の振興に係る事業
	関係者として認められる者
	エ 廿日市市の伝統工芸品産業(経済産業大臣指定及
	び広島県指定)に就職した者

オ 世日市市内の事業所(店舗、工場等)を承継した者
カ 世日市市に事業所を有する交通事業者に就職した
者
キ 世日市市内の障害福祉サービス事業所等に就職
し、障がい者等を直接的に支援する業務(相談支援
業務を含む。)に従事する者
ク 世日市市内の介護事業所等(介護保険法に規定する介護サービスを行う事業所、施設又は地域包括支援センターに勤務する介護職員、利用者に直接介護を行う従事者(訪問介護員を含む。)、介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師及び介護福祉士をいう。)で介護職員等として就職した者
ケ 世日市市内の特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業所に保育士、幼稚園教諭、看護師の常勤職員として、教育及び保育に直接従事している者

### 別表第5(第3条関係)

区分	要件
起業に関する	本市に転入し、1年以内に起業支援事業に係る起業支援
要件	金の交付決定を受けていること。

## 別表第6 (第4条関係)

区分	要件	
世帯に関する	次に掲げる要件の全てに該当すること。	
要件	(1) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が移住元にこ	
	いて、同一世帯に属していたこと。	
	(2) 交付申請者を含む2人以上の世帯員が申請時にお	
	いて、同一世帯に属していること。	
	(3) 交付申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、	
	令和6年4月1日以降に移住したこと。	
	(4) 交付申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、	

交付申請時において移住後1年以内であること。

(5) 交付申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有 する者ではないこと。

## 別表第7(第5条関係)

区分	要件
全員が提出必須の書類	(1)写真付き身分証明書の写し(提示に
	より本人確認できる書類の写し)
	(2) 移住元の住民票の除票の写し(移
	住元での在住地及び在住期間を確認で
	きる書類。2人以上の世帯として交付
	申請する場合は、移住元において交付
	申請者を含む世帯員全員の移住元での
	在住地を確認できる書類)
	(3) 移住先(廿日市市)の住民票の写
	し(2人以上の世帯として交付申請す
	る場合は、交付申請者を含む世帯員全
	員分)
	(4)移住支援金の交付申請に関する誓
	約事項 (様式第1号別紙1)
	(5) 移住支援事業に係る個人情報の取
	扱い(様式第1号別紙2)
	(6) 移住支援金の振込先の預金通帳等
	の写し(確実に振込可能となる情報(金
	融機関名・支店名・口座種類・口座番
	号・店番号・名義人名)が確認できるも
	のに限る。)
	(7)その他市長が必要と認める書類
東京23区以外の東京圏から東	東京23区内で勤務していた企業等の就
京23区への通勤者のみ提出が	業証明書又はこれに代わる書類(移住元
必要な書類	での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被
	保険者であったことを確認できる書類)
東京23区以外の東京圏から東	開業届出済証明書又はこれに代わる書類
京23区に通勤していた法人経	(移住元での在勤地、在勤期間を確認で
営者又は個人事業主のみ提出が	きる書類)
必要な書類	
別表第2に掲げる要件に該当す	就業証明書(様式第1号別紙3)
る者のみ提出が必要な書類	
別表第3に掲げる要件に該当す	就業証明書(様式第1号別紙4)

る者のみ提出が必要な書類	
別表第4に掲げる要件に該当す	就業証明書(様式第1号別紙5)
る者のみ提出が必要な書類	
別表第5に掲げる要件に該当す	起業支援事業に係る起業支援金の交付決
る者のみ提出が必要な書類	定通知書の写し